

嶺南広域行政組合監査委員条例

平成 9 年 7 月 1 日
条 例 第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条により準用する同法第 200 条及び第 202 条の規定に基づき、嶺南広域行政組合の監査委員（以下「監査委員」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定数)

第 2 条 監査委員の定数は、2 人とする。

(監査等の通知、報告及び公表)

第 3 条 監査委員は、監査又は検査を行うときは、あらかじめ期日を指定し、監査又は検査の対象となる機関に通知するものとする。ただし、緊急に監査又は検査を行う必要があると認めるときは、この限りでない。

2 監査又は検査の結果の報告若しくは通知及び公表は、当該監査又は検査の終了後速やかに行うものとする。

3 審査の意見は、審査の終了後速やかに提出するものとする。

(委任)

第 4 条 この条例に規定するもののほか、監査、検査又は審査の執行について必要な事項は、監査委員が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。